

令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラの  
導入拡大に向けた事業協力者募集要領

令和8年5月

東京都都市整備局

## 1 目的

東京都（以下「都」という。）は、自然と調和した持続可能な都市を目指し、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を「東京グリーンビズ」として進めており、「活かす」取組の一つとして、自然が有する機能を活用した雨水流出抑制に資するグリーンインフラ（以下「GI」という。）の導入を進めている。加えてGIは、「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」における具体的な取組事例の一つとしても位置付けられている。

本事業は、民間施設においてGI施設を導入し、都民や事業者への認知度向上や設置に伴う効果の把握を図るとともに、更なる普及展開につなげることを目的とする。

なお、本募集要領は、本事業における協力者募集に係る条件、手続等を定めるものであり、事業協力者として選定された者との間で締結する協定の内容は、別途当該協定において定める。ただし、本募集要領に定める事項は、協定の基本となるものである。

## 2 事業概要

本事業では、多くの来訪者が見込める民間施設の敷地内に、雨水流出抑制に資するグリーンインフラを設置する。

その実施に当たり、都は、本募集要領に基づき、GI施設の設置及び効果検証への協力をを行う事業協力者を募集する。

## 3 募集内容及び条件

### 3.1 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者を、事業協力者として募集する。

- (1) GI施設を設置する敷地又は施設の所有者、管理者、又はこれらの者から、当該設置及び管理について必要な権限又は同意を得ている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 東京都暴力団排除条例に規定する排除措置対象法人等に該当しない者。
- (6) 本事業の内容を理解し、GI施設の設置、維持管理及び効果検証への協力を適切に遂行する能力を有する者。

### 3.2 応募に関する条件

応募に当たっては、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 1事業者につき、応募は1対象施設に限るものとする。（複数応募は不可）
- (2) 申請内容に虚偽があった場合は、応募を無効とすることがある。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

### 3.3 対象施設

次の条件を満たす施設を対象とする。

- (1) 多くの来訪者が見込める民間施設（商業施設、複合施設、オフィスビル、集合住宅等）を原則とする。

- (2) 「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で示す拠点等、主要な駅周辺に位置していることが望ましい。

### 3. 4 GI 施設の要件

#### (1) 設置場所

ア 雨水の流出抑制（排水に関する課題の改善等）に寄与できる場所であること。

イ 人の目につきやすい場所（例：施設における出入口付近等）であること。

#### (2) 構造及び機能

ア 自然が有する機能を活用し緑化等を伴う雨水を貯留浸透させる構造\*を有すること。（想定施設：レインガーデン、バイオスウェル、雨水貯留浸透型花壇、貯留浸透機能を有する緑化舗装等）

※周囲から雨水を集水する構造（雨樋の接続等）を有し、集水した雨水を砕石層（原則深さ 10 センチ以上）又は貯留浸透施設（雨水を貯留できる構造の窪地等）の整備により貯留浸透する能力をもつ植栽地等とする。

イ GI 施設は、周辺の緑地（例：施設内の既存の緑や沿道の街路樹）等との一体感に留意するなど、周辺環境と調和が図られていること。

#### (3) 規模

次に掲げる要件を満たす規模を確保すること。なお、GI 施設を 1 敷地内に複数設置し、その合計した提案内容でも可とする。

ア 100 平方メートル以上の面積に降る雨水を集水できること。

イ 雨水を貯留浸透する基盤面は、30 平方メートル以上設けること。

#### (4) 周知

雨水を貯留・浸透する機能及び本事業の趣旨を紹介する説明パネルを合わせて設けること。

なお、設置に当たっては、来訪者等への周知が図られるよう配慮するとともに、掲示内容を事前に都と調整することに加えて、東京都屋外広告物条例等の景観に関する関係法令の手続を要しない範囲のものを原則とする。

### 3. 5 事業期間

#### (1) GI 施設の設置（協定期間）

GI 施設の設置は、事業協力者決定後、都と事業協力者が協定を締結した日から令和 9 年 2 月末日までの期間（以下「協定期間」という。）に実施すること。

#### (2) GI 施設の維持管理

設置した GI 施設における資材等を含めた財産は、事業協力者に帰属する。

なお、協定期間終了後の令和 9 年度以降も一定期間（3 年間程度）は、事業協力者が責任を持って適切に管理すること。

### 3. 6 事業協力者が遵守すべき事項

事業協力者は、GI 施設の設置及び事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を守ること。

- (1) 必要となる許可、承諾等については、事業協力者の責任において事前に取得すること。特に法令等に基づき緑化等を実施した敷地（範囲）への設置について考慮すること。
- (2) 施設利用者等の安全確保に十分配慮し、適切に設計及び管理すること。
- (3) 設置又は管理に伴い寄せられる質問や苦情については、主体的に対応するとともに、必要に応じて都と協議し、対応内容を共有すること。
- (4) 設置に伴う工事の安全管理及び廃棄物の処理について、関係法令を遵守し、事業協力者の責任において適切に実施すること。また、事故が発生した場合の緊急連絡先及び連絡ルールを実施計画書に明記すること。
- (5) GI 施設の設置及び設置後において、事業協力者が所有又は管理する機器類その他に盗難、破損等の損害が生じた場合、都は一切の責めを負わない。

#### 4 効果検証への協力

効果検証に当たっては、都又は都が発注する委託事業者による調査のための敷地への立入り、効果検証に必要な機器の設置場所の提供、施設利用者等を対象としたアンケート調査の実施に係る協力を求めることを想定している。

なお、効果検証は、原則として本事業の実施期間内に行うものとするが、令和9年度以降に都が追加的に調査を行う場合についても、事業協力者は、都と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

また、効果検証により得られた調査結果及びデータについては、都が本事業の目的の範囲内において活用する。調査結果及びデータの内容並びにその活用状況等については、必要に応じて事業協力者に連絡又は共有するものとし、その具体的な取扱い、利用及び公表の方法等については、都と事業協力者が協議の上、協定において定めるものとする。

#### 5 費用負担等

##### 5. 1 費用負担の対象及び範囲

都は、GI 施設の設置に必要な実費相当額のうち、GI 施設の設置に直接必要な経費として、設計費、工事費及び材料費について、1 施設当たり 1,000 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として負担する。

ここでいう設計費とは、GI 施設の設置に係る設計等を指し、工事費とは、掘削、基盤整備、植栽、集水又は浸透構造の設置等、GI 施設を構築するために直接要する工事に係る費用をいう。また、材料費とは、碎石、土壌、植栽材等、GI 施設を構成する資材の購入に要する費用をいう。

ただし、応募に要する費用、デザイン性又は演出効果の向上のみを目的として設置するオブジェ、照明、ライトアップ等に要する費用、維持管理費用及び本事業と直接関係のない改修等に要する費用については、都は負担しない。

##### 5. 2 自然災害等による対応

自然災害その他の不可抗力により GI 施設が破損した場合の復旧については、復旧方法及び費用負担の在り方を含め、都と事業協力者が協議の上、決定するものとする。

### 5. 3 支払及び完了報告

都は、事業協力者から提出された完了報告書及びその根拠資料に基づき、当該事業に係る実績額（実費相当額）を精査・確認後、適正と認められる範囲内で令和9年5月末までに支払うものとする。

事業協力者は、事業終了後、GI施設の設置に要した費用を記載した完了報告書及びその根拠となる資料（契約書、請求書の写し等）を、令和9年2月末までに都へ提出し、都の確認を受けるものとする。

## 6 応募方法、審査及び協定

### 6. 1 応募方法

本事業への応募を希望する事業者は、都が以下に定める応募申請書（様式1）を、「6. 6（2）選定のスケジュール」に定める受付期限までに提出すること。

なお、応募申請書を提出した後に応募を辞退する場合は、受付期限までに、所定の辞退申請書（様式1）を提出し、辞退の意思を明らかにすること。

### 6. 2 応募様式及び提出書類

#### (1) 応募申請

都が指定する日時までに、次の書類を1部提出すること。

ア 令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業協力者応募（辞退）申請書（様式1）

イ 令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業提案書（様式2）

ウ 令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業協力者応募に係る誓約書（様式3）

受付期間は、「6. 6（2）選定のスケジュール」に定める期日のおりとする。

なお、様式1提出後に辞退する場合は、様式1（辞退申請書）を同スケジュールに定められた期日までに提出し、辞退する意向を明らかにすること。

#### (2) 事業提案書

申請者は、都が行う審査のため、下記の書類を提出すること。

ア 全体概要

イ 施設概要及びGI施設の設置場所

ウ GI施設の構造仕様

エ 普及促進

オ 環境への配慮

カ 事業スケジュール

キ 事業体制

ク 安全管理

ケ 事業費内訳

コ その他、創意工夫等

※ 事業提案書における留意事項

事業提案書については、原則として提出後の内容の修正は認めない。

ただし、やむを得ない事由により事業提案書の修正が必要となった場合には、事前に

事務局へ当該事由を報告した上で、事務局が認めた範囲においてのみ、修正を行うことができるものとする。

### 6. 3 提出方法

応募様式は下記ホームページからダウンロードし、提出書類は郵送、持参又は電子データの送付により提出するものとする。(提出期限は、持参の場合は事務局での受領時刻、郵送の場合は事務局への必着、電子データの場合は事務局メールサーバでの受信時刻を基準とする。)

郵送する場合は、以下の住所宛てに郵送すること。

持参又は電子データの送付を希望する場合は、事前に事務局宛てに連絡するものとする。

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chisui/gi\\_r8\\_zigyousyabosyu](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chisui/gi_r8_zigyousyabosyu)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都都市整備局都市基盤部調整課

雨水流出抑制に資するグリーンインフラの導入拡大に向けた事業協力者募集担当

### 6. 4 提出書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、返却、引換え、変更、加除又は修正を行うことはできないものとする。

提出書類は、本事業に係る事業協力者選定作業以外の目的には使用しない。ただし、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

提出書類は、対象施設の所有者・管理者等の関係者に提供することがある。また、都の保存期間終了後、適切に廃棄する。

なお、提出書類の作成に当たり、都から提供した資料（公表資料を除く。）がある場合については、第三者への漏えいを禁止し、提出書類の提出と併せて都へ返却するものとする。

### 6. 5 質問等

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問票（様式4）により、次のとおり受け付ける。

#### (1) 質問受付期間

「6. 6 (2) 選定のスケジュール」に定める期日のおりとする。

#### (2) 質問方法

質問票を添付したメールにより提出するものとする。

#### (3) 提出先

「7. 2 連絡先・担当」に記載のメールアドレスへ提出するものとする。

#### (4) 提出の際のルール

メール送付の際、件名は次のとおりとする。

【GI 質問】（8ケタの送信年月日）（事業者等所属名）

例) 2026年4月1日に株式会社●●●●がメール送付する場合

【GI 質問】 20260401 株式会社●●●●

#### (5) 質問に対する回答

質問及びこれに対する回答を一覧にまとめ、全ての質問者にメール等で連絡するとともに、同内容をホームページに掲載する。

なお、質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに則していない質問については、受け付けないことがある。

## 6. 6 審査及び事業協力者の選定

### (1) 審査方法

申請内容を審査するため、雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業協力者選定審査会（以下「審査会」という。）を構成し、別に定める評価基準（別紙1）に基づき総合的に審査する。

### (2) 選定のスケジュール

次の日程で選定を行うものとする。

#### ア 募集開始

令和8年5月21日（木曜日）

#### イ 質問の受付（※最終）

令和8年6月11日（木曜日）正午まで

#### ウ 質問に対する回答（※最終）

令和8年6月18日（木曜日）〔予定〕

#### エ 応募申請書（様式1）の受付締切

令和8年6月25日（木曜日）正午まで

#### オ 事業提案書（様式2）、誓約書（様式3）及び辞退申請書（様式1）の受付締切

令和8年7月2日（木曜日）正午まで

#### カ ヒアリング（実施する場合）

令和8年7月下旬（予定）

#### キ 事業協力者の選定・通知

令和8年8月上旬（予定）

### (3) 提出書類の確認

提出書類について、提出内容における記載内容で不明確事項等があった場合は事務局から内容を確認し、不明確事項を記載等で明らかにすることを求めることがある。

### (4) 事業協力者の審査及び事業者の選定

#### ア 選定方法

事業協力者は、提出書類を基に、審査会において別に定める評価基準（別紙1）に基づき採点を行い、令和8年度の予算の範囲内で上位から選定する。

#### イ ヒアリング

ヒアリングは、提出書類の内容を踏まえ、審査会において実施する場合がある。詳細については、別途申請者宛てに通知する。なお、ヒアリング実施日は基本的に事務局で設定した日時とする。

なお、ヒアリングの内容は、提出書類を含め審査対象とし、選定された場合、協定締結に向けた調整に反映するものとする。

#### ウ 審査結果及び選定結果

##### (ア) 通知期日

「6.6 (2) 選定のスケジュール」に定める期日のおりとする。

(イ) 通知

選定結果は、全ての申請者に個別に通知する。なお、審査に対する問合せには対応しない。

エ 審査での意見書

審査に当たっては、申請者の提案内容を評価基準に基づき総合的に確認する。その結果、提案内容を採用することが適当と認められた場合であっても、募集条件との整合等の観点から、一部の内容について条件の付加又は調整が必要と認められるときは、その内容を意見書として提示することがある。

意見書に示された条件等については、都と協議の上、申請者がこれに真摯に対応するものとする。

(5) 審査の考え方

別紙1「令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業提案書評価基準」のおりとする。

6.7 実施計画書の案の提出

事業協力者に選定された者は、実施計画書の案を作成し、都が定める期限までに提出するものとする。実施計画書の案には「6.2 (2) 事業提案書」と同様の項目を記載するものとする。

提出された実施計画書の案は、審査会の確認を得るものとする。

6.8 協定の締結

実施計画書の案について審査会の確認を得た事業協力者は、その内容を踏まえ、都が用意する次に掲げる全ての事項を含む協定を都と締結するものとする（協定内容は、本募集要領の内容を基本とする。）。

- (1) GI 施設設置の実施・変更・中止に関すること。
- (2) 都と事業協力者の役割分担及び完了報告に関すること。
- (3) 効果検証の実施、調査協力及び検証結果の使用に関すること。
- (4) 成果の公表に関すること。
- (5) 損害賠償、不可抗力等に関すること。

## 7 その他

7.1 注意事項

- (1) 電子データは、Microsoft Office で閲覧可能な形式又は PDF 形式とする。
- (2) 本件に係る手続、都との協議及び提出物に使用する言語は、日本語に限る。
- (3) その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとする。

7.2 連絡先・担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都都市整備局都市基盤部調整課



雨水流出抑制に資するグリーンインフラの導入拡大に向けた事業協力者募集担当  
電話 03-5388-3386 (直通)  
E-mail S0000177@section.metro.tokyo.jp

## 令和 8 年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業提案書評価基準

### 1 目的

「令和 8 年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業提案書評価基準」(以下「評価基準」という。)は、東京都が募集する雨水流出抑制に資するグリーンインフラ(以下「GI」という。)の施設の設置への協力者を「雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業協力者選定審査会(以下「審査会」という。)」が選定するための方法、評価基準等を示すものである。

### 2 評価の方法

- (1) 事業提案書及びヒアリング内容を評価の対象とし、提案内容が「令和 8 年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラの導入拡大に向けた事業協力者募集要領」に記載されている事業目的等に沿った適切な計画であるかを評価する。
- (2) 次の項目を評価する
  - ア 実施体制〔基礎点〕
  - イ GI 施設〔基礎点〕
  - ウ 創意工夫〔加点評価〕
- (3) 評価基準は次のとおり
  - ア 実施体制  
事業目的を理解した提案となっており、事業スケジュールの実現可能性及び遂行・管理体制から適切に実施する計画であるか等を評価する。
  - イ GI 施設  
提案された GI 施設の立地、設置場所、雨水の流出抑制に寄与する構造仕様であるかとともに、都民や事業者への普及に繋がる提案であるか等を評価する。
  - ウ 創意工夫  
事業目的の達成に付加価値を有する効果検証や多面的な効果の把握、創意工夫が盛り込まれた提案等については、加点評価の対象とする。
- (4) 評価の点数については、基礎点を 55 点とし、得点配分は実施体制を 20 点、GI 施設を 35 点とする。加えて、創意工夫を加点評価として、10 点を設定する。

- (5) 評価における、それぞれの評価項目・評価の観点及び点数の配分は、表1による。
- (6) 評価点の算出については、評価項目のそれぞれについて、審査会の各委員が次の各指標で評点を付け、審査会各委員の採点結果を平均した点をもって得点とし、その平均点が上位から予算の範囲内で採用する。ただし、審査会での協議の上で、基礎点（実施体制・GI施設）の評価項目のいずれかにおいて1点が付された場合は失格、評価項目において2点が付された場合は意見書を付すことがある。

**【基礎点の指標】**

評点	評価の考え方
1	最低限の要求水準を満たしておらず、許容不可である提案
2	最低限の要求水準を満たしていないが、調整の余地がある提案
3	最低限の要求水準を満たしている提案
4	最低限の要求水準よりやや優れている提案
5	最低限の要求水準より優れている提案

**【加点の指標】**

評点	評価の考え方
1	提案があり、一定の具体性を有する場合
2	優れた提案である場合

※ 加点点評価のため、上記の評価の考え方に該当しない場合は評点しない。

表1 令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業提案書評価基準

〔評価項目・評価の観点及び配点表〕

評価項目		評価の観点	配点	
1 実施体制	1.1 事業の基本方針	・本事業の目的を理解した提案であるか。	5	20
	1.2 事業スケジュール	・現実的な事業スケジュールが提示され、実施期間内に確実にGIモデル施設を設置できる計画であるか。	5	
	1.3 事業体制	・本事業を適正に遂行するための人員及び体制が確保されているか。	5	
		・本事業の遂行に当たり、事業管理や設置に伴う安全管理について、必要な配慮がなされているか。	5	
2 GI施設	2.1 GIを設置する施設の立地及び設置場所	・GIを設置する施設の立地又は利用形態は、多くの来訪者が見込める施設であるか。	10	35
		・施設内におけるGIの設置場所は、当該施設内において人の目に触れやすい場所であるか。		
	2.2 構造仕様等	・雨水を集水し、貯留浸透する効果を適切に考えられた構造であるか。	10	
		・用いる材料・構造等(植栽、碎石等)が、導入や維持管理を考慮したものであるか。		
2.3 普及促進	・機能紹介等を通じて、都民や事業者の認知度・意欲向上に寄与する計画であるか。	10		
	・整備事例が他施設等へ展開等、今後のGIの導入拡大に役立つものであるか。			
2.4 環境への配慮	・周辺環境と調和が図られた提案であるか。	5		
3 創意工夫 (加点評価)	3.1 効果検証	・雨水貯留浸透効果等について、自主的な性能測定に取り組む提案であるか。	2	10
	3.2 多面的な効果の把握	・暑熱緩和等の快適性の確保に関する視点が盛り込まれた提案であるか。	2	
		・生物多様性の保全等の環境への配慮に関する視点が盛り込まれた提案であるか。	2	
		・市民参加(エリアマネジメント等)や景観向上など、地域との連携等の魅力向上の視点が盛り込まれた提案であるか。	2	
3.3 創意工夫	・上記の評価項目以外の優れた創意工夫が盛り込まれた提案であるか。	2		
<b>合計【基礎点+加点】</b>			<b>55 (+10)</b>	

※GI: 雨水流出抑制に資するグリーンインフラ

提出様式

# 令和 8 年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ 事業協力者応募（辞退）申請書

令和 年 月 日

東京都都市整備局都市基盤部 宛て

令和 8 年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ（以下「GI」という。）の導入拡大に向けた事業協力者募集に応募（辞退）します。

GI を設置する施設の名称 \_\_\_\_\_

上記施設の住所 \_\_\_\_\_

上記施設及び設置場所は以下に該当することを確認しました。

- 多くの来訪者が見込める民間施設（商業施設、複合施設、オフィスビル、集合住宅等）
- 自然が有する機能を活用し、緑化等を伴う雨水を貯留浸透させる構造  
（GI 施設規模：100 m<sup>2</sup>以上の面積に降る雨水を集水できること）

事業者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

担当部署及び担当者 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

以下のいずれかの条件を満たすことの資料を後日提出します。

- GI を設置する施設の施設所有者である。
- GI を設置する施設の所有者の了承を得て応募している。

--	--

--

施設の正式名称を  
記入すること。

事務局使用欄のため、  
記入しないこと。

### 【作成における留意事項】

- 事業提案書は以下を参考に作成してください。
  - ・令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラの導入拡大に向けた事業協力者募集要領
  - ・次ページ以降の事業提案書作成例
- 事業提案書はPowerPointで10頁以上、20頁以内とすること。  
参考資料を別添として付けることは可能（様式は任意、事業提案書の枚数には含まない。）
- 頁番号を右下に記載すること。
- 申請者の事業者名及び担当者の氏名等は、黒塗りもしくは記載しないこと。



## ○施設概要及びグリーンインフラ施設の設置場所

施設概要

記入例

地図

- ・ 地図で設置施設の場所を示すこと
- ・ ランドマーク（駅名等）を記載すること
- ・ 方位を記載すること

(参考)

施設位置図等

- ・ グリーンインフラの設置場所を示すこと
- ・ 入口・最寄駅等からの動線が分かる情報を記載すること
- ・ 方位を記載すること

## ○グリーンインフラ施設の構造仕様

## 平面図

- ・ 雨水の流れを記載すること
- ・ 方位を記載すること

記入例

## 断面図

- ・ 雨水の流れを記載すること

(参考)

使用材料

雨水の集水面積 ○○m<sup>2</sup>  
貯留浸透基盤面の面積 ○○m<sup>2</sup>

○普及促進

記入例 (参考)

○環境への配慮



# 令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラ 事業協力者応募に係る誓約書

令和 年 月 日

東京都都市整備局都市基盤部長 宛て

令和8年度雨水流出抑制に資するグリーンインフラの導入拡大に向けた事業協力者募集  
へ応募するに当たり、下記の事項について誓約します。

## 記

- 次に掲げる全ての事項を満たします。
  - 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- 提出する全ての書類に一切の虚偽はありません。
- 募集要領の全てを理解し、その内容について同意します。
- 事業者を選定された場合は、募集要領及び提出書類の内容を踏まえ、東京都（以下「都」という。）と協議の上、雨水流出抑制に資するグリーンインフラの導入拡大に向けた事業協力について協定を締結します。協定を締結できない場合には、選定を取り消されても異議申立ては行いません。上記の取消し及び事業の中止に伴い生じる全ての損害及び被害について、都に請求しません。
- 協定締結後に1から4までに關して虚偽が判明した場合、事業の中止など、都からの指示を無条件に受け入れます。

(代表者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(施設所有者) ※申請者が施設所有者ではなく、施設所有者の同意に基づき応募する場合

所在地

商号又は名称

代表者氏名

質問票

## 1. 担当者連絡先

事業者名	
部署名	
担当者名	
担当者 電話番号	
担当者 Eメールアドレス	

## 2. 質問事項

質問の該当箇所	※募集要領その他書類における該当箇所（ページ、目次名等）
質問内容	

※令和8年6月11日（木）正午まで